

鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年4月17日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 浜 口 一 利

記

監 査 の 種 類	平成26年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成26年6月30日～8月8日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 総務課	<p>時間外勤務手当の事務処理について</p> <p>時間外勤務命令簿と支給実績を照合した結果、時間外勤務の区分誤りによる支給不足が見受けられたため、即時精査を指示した。また、一部集計なしに支払いをしている事例も見受けられた。時間外勤務手当の集計・支給における事務処理方法を再度周知徹底するとともに、チェック体制を強化することにより、再発防止に取り組まれない。</p>	<p>区分誤りによる支給不足については、修正処理しました。</p> <p>時間外勤務命令簿の事務につきましては、事務担当者において、適切に管理し、記入者、庶務担当者、それぞれが、事務内容についての意識を高め、チェックを強化し、再発防止に努めます。</p>
教育委員会 学校教育課	<p>契約手続の適正化について</p> <p>学校保健備品の調達契約において、入札書の入札金額に消費税を含めた金額と契約書の契約金額とに相違が見受けられた。計算ミスによる契約金額の誤謬とのことであるが、今後このようなことがないよう、再発防止に取り組まれない。</p>	<p>指摘の件につきましては、契約担当者だけでなく、複数人のチェックを徹底することにより今後このようなミスが起きないよう改善いたします。</p>